

可也

昭和二年度大会提出議案

十一 一般工場就業規則の徹底的改正並

東京機械同業組合(資本家)に対し抗議をすす事。件

大島才次郎提出

工場規則約！それ我々が工場に働く時絶対犯すべからざる法律と此に居る。然し其の悉くが資本の意に依りて作製され彼等の利益擁護の爲めに人道を無視し法律に漸くせざる専横可酷なるものも此の労働を強制し得るものなり。工場外に於て通つて罪を犯したる時に於ても直ちに該首なる條項が、川づねの工場にも明記されたる場合に於ても、此の條項の爲め被疑者として未決監に收容せられたる場合にも、我々が取らざる法律の制裁を受けたるものは、然し然し然しがら事情の如何を問はず法律の制裁を受けたるものは、工場より進出し生活費を奪ひ取らんとする可如きは最も悲惨にして、重刑と二重に課すの如きものは社会人心善導の上より絶対的に反對するものである。殊に不理解は資本家は之れを労働組合切崩し。唯一の武器とせんとしつあるのである。

政府は昨年七月工場法に五十人以上の就業者ある工場の就業規則